

財 関 第 7 7 2 号
令和 5 年 8 月 10 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関 税 局 長 江 島 一 彦

関税定率法基本通達等の一部改正について

関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）等の一部を下記のとおり改正し、令和5年8月13日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税定率法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 2 条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 3 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 4 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）の一部を次のように改正する。

別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。